

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	20,378	流 動 負 債	10,005
現 金 預 金	506	支 払 手 形	794
受 取 手 形	292	電 子 記 録 債 務	1,675
完成工事未収入金	9,444	工 事 未 払 金	4,785
不動産事業等未収入金	6	未 払 金	87
未成工事支出金	915	未 払 費 用	443
材 料 貯 蔵 品	1,019	未 払 法 人 税 等	61
短 期 保 証 金	300	未 成 工 事 受 入 金	1,656
親 会 社 預 け 金	7,802	預 り 金	274
未 収 入 金	73	工 事 補 償 引 当 金	74
そ の 他	18	資 産 除 去 債 務	144
		そ の 他	7
固 定 資 産	8,970	固 定 負 債	4,653
有 形 固 定 資 産	4,585	再評価に係る繰延税金負債	783
建 物 ・ 構 築 物	726	退 職 給 付 引 当 金	3,382
機 械 ・ 運 搬 具	459	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	26
工 具 器 具 ・ 備 品	61	資 産 除 去 債 務	284
土 地	3,325	そ の 他	175
建 設 仮 勘 定	11		
無 形 固 定 資 産	398		
ソ フ ト ウ ェ ア	397		
そ の 他	0	負 債 合 計	14,659
投 資 そ の 他 の 資 産	3,986	(純資産の部)	
投 資 有 価 証 券	2,052	株 主 資 本	12,185
前 払 年 金 費 用	346	資 本 金	4,500
繰 延 税 金 資 産	877	資 本 剰 余 金	260
長 期 保 証 金	514	資 本 準 備 金	260
そ の 他	223	利 益 剰 余 金	7,425
貸 倒 引 当 金	△ 27	利 益 準 備 金	407
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,018
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,018
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,503
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	725
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,778
		純 資 産 合 計	14,689
資 産 合 計	29,348	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,348

# 損益計算書

(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	29,827	
不動産事業等売上高	192	30,019
売 上 原 価		
完成工事原価	26,877	
不動産事業等売上原価	153	27,030
売上総利益		
完成工事総利益	2,950	
不動産事業等売上総利益	39	2,989
販売費及び一般管理費		2,705
営業利益		284
営業外収益		
受取利息配当金	65	
その他の	6	71
経常利益		355
税引前当期純利益		355
法人税、住民税及び事業税	62	
法人税等調整額	82	145
当期純利益		210

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	……………	償却原価法(定額法)
その他有価証券		
時価のあるもの	……………	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	……………	移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	……………	個別法による原価法
材料貯蔵品	……………	先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)によっている。

##### (2) 無形固定資産

定額法

##### (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

##### (2) 工事補償引当金

完成工事及び売上不動産(分譲住宅のみ)の瑕疵担保・アフターサービス等の費用に備えるため、当期完成工事高及び不動産事業等売上高(分譲住宅のみ)に対して、過去の実績率を基礎に将来の支出見込額を計上している。

##### (3) 工事損失引当金

期末における受注繰越工事のうち将来損失発生が見込まれ、その損失額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見積額を計上している。なお、当事業年度末においては該当がないため計上していない。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に全額費用処理している。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 6. 連結納税制度の適用

大成建設株式会社を連結納税親法人として、連結納税制度を適用している。

## 7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

## II. 重要な会計上の見積りに関する注記

### 1. 工事進行基準による完成工事高

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した工事進行基準による完成工事高は、「V. 損益計算書に関する注記 1. 工事進行基準による完成工事高」に記載のとおりである。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による完成工事高は、合理的に見積られた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しているが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には各期の完成工事高が変動し業績に重要な影響を与える可能性がある。

## III. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する本社オフィスについて、退去時における原状回復義務を有しているが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、移転等も予定されていなかったことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上していなかった。

当事業年度において、本社の移転及びその時期が決定し、当該債務を合理的に見積ることが可能となったため、資産除去債務を144百万円計上している。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ72百万円減少している。

## IV. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」等の定めに従い供託している資産は次のとおりである。

長期保証金	375
-------	-----

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物・構築物	1,927
機械・運搬具	2,894
工具器具・備品	561

計	5,384
---	-------

### 3. 保証債務

受注先の住宅金融支援機構からの借入に対する保証	12
-------------------------	----

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記分を除く)

短期金銭債権	2,043
短期金銭債務	28

## 5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正平成17年7月26日)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条4号に定める路線価に基づいて合理的な調整を行い算出している。
再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△71 百万円

## V. 損益計算書に関する注記

1. 工事進行基準による完成工事高	19,699 百万円
2. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	百万円
売上高	3,471
売上原価	3
営業取引以外の取引高	7

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式数	
普通株式	70,356,789 株
2. 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	

決 議	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	効力発生日
令和2年6月23日 定時株主総会	利益剰余金	250	3円55銭	令和2年7月31日

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産・負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	百万円
工事補償引当金	22
未払賞与	121
退職給付引当金	1,035
その他	177
繰延税金資産小計	1,356
評価性引当額	△ 12
繰延税金資産合計	1,344
繰延税金負債	百万円
前払年金費用	105
その他有価証券評価差額金	319
その他	40
繰延税金負債合計	466
繰延税金資産(負債)の純額	877

## Ⅷ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定している。

受取手形、完成工事未収入金及び不動産事業等未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっている。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預金	506	506	—
受取手形、完成工事未収入金 及び不動産事業等未収入金	9,742	9,742	—
親会社預け金	7,802	7,802	—
投資有価証券	2,044	2,044	—
資産計	20,096	20,096	—
支払手形	794	794	—
電子記録債務	1,675	1,675	—
工事未払金	4,785	4,785	—
未払金	87	87	—
預り金	274	274	—
負債計	7,618	7,618	—

#### (1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

現金預金、受取手形、完成工事未収入金、不動産事業等未収入金及び親会社預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額となっている。

投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっている。

支払手形、電子記録債務、工事未払金及び未払金、並びに預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額となっている。

#### (2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	7

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、投資有価証券には含めていない。

## Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額

208円78銭

1株当たりの当期純利益

3円00銭

## X. その他の注記

### 1. 資産除去債務に関する注記

#### (1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び千葉工場ストックヤード用敷地について、不動産賃貸借契約に基づく賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上している。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得日より1年から8年、割引率は0.05%から0.92%を採用している。

#### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	百万円
期首残高	284
時の経過による調整額	0
<u>見積りの変更による増加額</u>	<u>144</u>
期末残高	429

#### (4) 貸借対照表に計上していない資産除去債務

川越工場ストックヤード用敷地について、不動産賃貸借契約に基づく賃借期間終了時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、また、事業戦略上、移転等の予定もないことから、債務の履行時期の予測が極めて困難であり資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を貸借対照表に計上していない。